

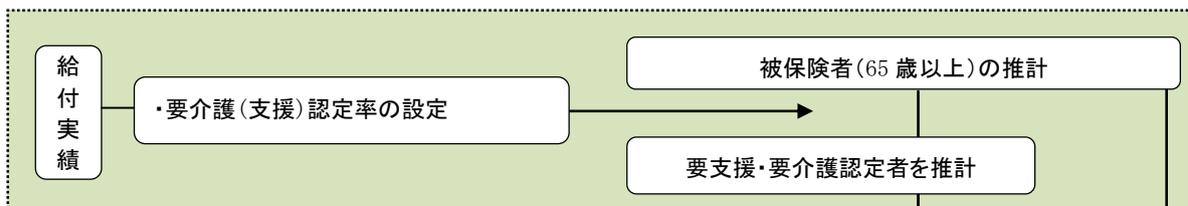
## 第6節 計画の円滑な推進

### 1 介護保険事業の適正な運営

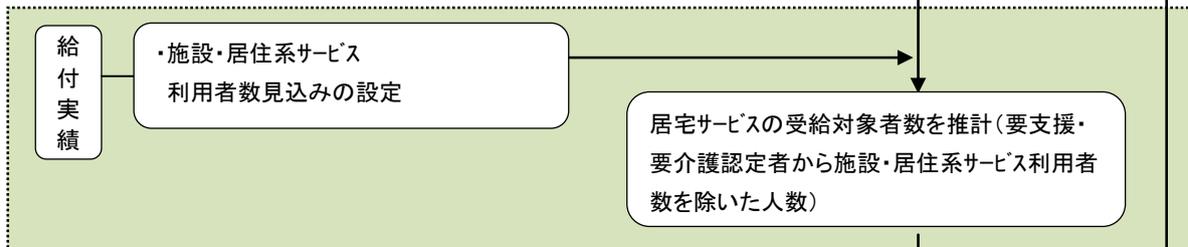
#### (1) 介護保険給付費などの見込みの考え方

第5期計画期間における第1号被保険者の保険料額の算定手順は以下のとおりです。

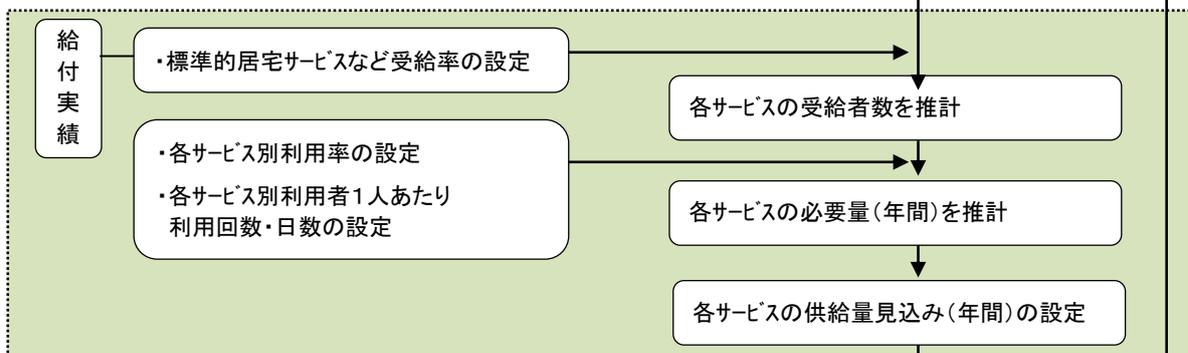
##### ◆ステップ1 被保険者及び要支援・要介護認定者の推計



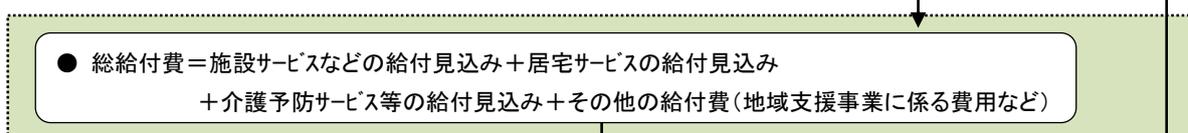
##### ◆ステップ2 施設・居住系サービスの利用者数の設定と居宅サービスなど対象者数の推計



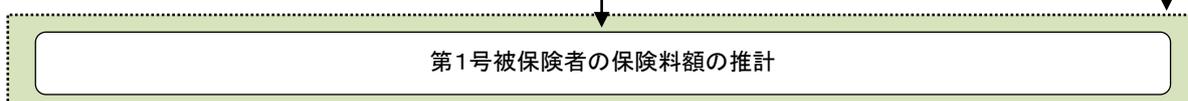
##### ◆ステップ3 介護保険サービスの利用量の推計



##### ◆ステップ4 総給付費の推計



##### ◆ステップ5 保険料の推計



(2) 給付費などの見込み

①総給付費

第5期計画期間における、介護給付費と予防給付費の合計である総給付費の見込みは以下のとおりです。

I 介護サービス	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	117,518千円	119,482千円	121,446千円
訪問入浴介護	42,678千円	41,210千円	39,742千円
訪問看護	28,707千円	27,902千円	27,098千円
訪問リハビリテーション	37,055千円	38,718千円	40,380千円
居宅療養管理指導	10,244千円	10,481千円	10,718千円
通所介護	351,883千円	374,706千円	397,529千円
通所リハビリテーション	98,859千円	105,124千円	111,389千円
短期入所生活介護	71,443千円	74,185千円	76,926千円
短期入所療養介護	17,840千円	18,211千円	18,582千円
特定施設入居者生活介護	111,433千円	136,213千円	161,641千円
福祉用具貸与	60,168千円	61,452千円	62,737千円
特定福祉用具販売	3,422千円	4,090千円	4,257千円
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0千円	34,112千円	51,167千円
夜間対応型訪問介護	539千円	568千円	596千円
認知症対応型通所介護	19,884千円	20,690千円	21,496千円
小規模多機能型居宅介護	6,217千円	57,084千円	62,909千円
認知症対応型共同生活介護	174,347千円	183,096千円	193,613千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0千円	0千円	87,162千円
複合型サービス	0千円	0千円	0千円
(3) 住宅改修	16,739千円	17,500千円	18,261千円
(4) 居宅介護支援	92,356千円	97,222千円	102,089千円
(5) 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	414,818千円	444,993千円	482,581千円
介護老人保健施設	372,290千円	416,062千円	474,215千円
介護療養型医療施設	337,792千円	333,283千円	342,871千円
療養病床からの転換分	0千円	0千円	0千円
介護サービスの総給付費(小計)→(I)	2,386,232千円	2,616,382千円	2,909,406千円

Ⅱ 介護予防サービス	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問介護	15,826千円	17,130千円	18,433千円
介護予防訪問入浴介護	8千円	9千円	9千円
介護予防訪問看護	2,272千円	2,471千円	2,671千円
介護予防訪問リハビリテーション	9,133千円	9,886千円	10,638千円
介護予防居宅療養管理指導	354千円	388千円	422千円
介護予防通所介護	41,551千円	44,979千円	48,408千円
介護予防通所リハビリテーション	8,118千円	8,704千円	9,289千円
介護予防短期入所生活介護	2,034千円	2,192千円	2,351千円
介護予防短期入所療養介護	0千円	0千円	0千円
介護予防特定施設入居者生活介護	3,640千円	4,021千円	4,458千円
介護予防福祉用具貸与	2,986千円	3,239千円	3,492千円
特定介護予防福祉用具販売	659千円	824千円	988千円
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0千円	0千円	0千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	461千円	922千円	1,384千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0千円	0千円	0千円
(3) 住宅改修	6,115千円	6,497千円	6,879千円
(4) 介護予防支援	10,422千円	11,394千円	12,367千円
介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ)	103,578千円	112,656千円	121,792千円
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	2,489,810千円	2,729,039千円	3,031,197千円

## ②標準給付費

総給付費にその他給付費を加えた標準給付費の見込みは以下のとおりです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	2,489,810,231円	2,729,038,646円	3,031,197,396円
特定入所者介護サービス費等給付額	85,497,583円	96,107,501円	108,034,068円
高額介護サービス費等給付額	48,413,582円	56,481,358円	65,893,571円
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,598,799円	8,032,081円	8,490,069円
算定対象審査支払手数料	3,725,236円	4,131,225円	4,581,461円
合計＝標準給付費見込額	2,635,045,431円	2,893,790,811円	3,218,196,565円

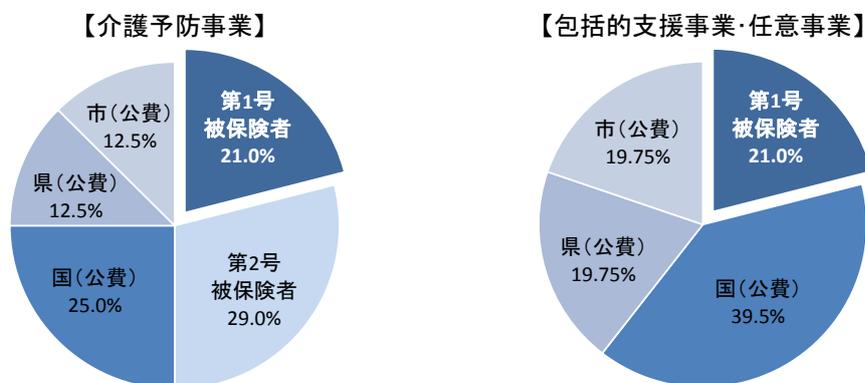
### ③地域支援事業費

地域支援事業費は、介護予防事業や包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業\*などにより、予防重視型の施策展開を図るための事業費で、事業総額は、各年度の標準給付費（審査支払手数料を除く）の3%を上限とする範囲内で見込むこととされています。第5期計画期間における地域支援事業費の見込みは以下の表のとおりです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域支援事業費(B)	69,493,000円	77,820,000円	88,865,000円
保険給付費見込額に対する割合	2.6%	2.7%	2.8%

※介護予防・日常生活支援総合事業：平成24年度改正により創設された事業。要支援認定者や予防事業対象者に対し、高齢者の状態や意向に応じて、介護予防・生活支援・権利擁護・社会参加を含めた総合的なサービス。本事業の導入については保険者の任意による。

#### 地域支援事業費の財源構成

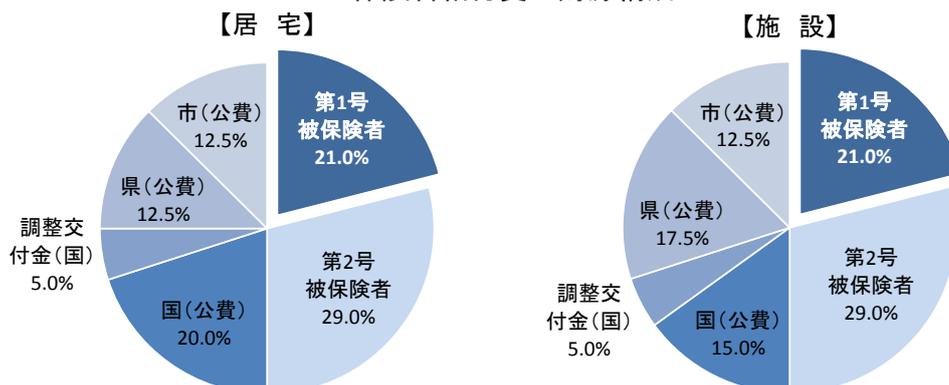


### (3) 第1号被保険者の介護保険料の設定

#### ①保険給付費の財源構成

介護保険事業費は、吉川市の一般会計とは別に介護保険特別会計で運営されています。介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として21%を第1号被保険者（65歳以上）、29%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

#### 保険料給付費の財源構成



## ②介護保険料の設定

介護保険給付費と地域支援事業費などの見込みから、第5期計画期間中に必要となる第1号被保険者の保険料の総額である「保険料収納必要額」は、2,266,522,995円と見込みます。

なお、保険料の上昇を抑制するために、介護給付費支払準備基金を活用します。介護給付費支払準備基金については、本来当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものとされています。そのため、吉川市では第4期計画期間中の基金残高のうち45,146,276円を第5期計画の歳入として繰り入れることとします。

また、今回の介護保険法改正により、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことが可能となり、取り崩した額の3分の1に相当する額が市町村に交付されることになりました。埼玉県の方針に基づき、この財政安定化基金の取り崩しを受け保険料の上昇幅の抑制に活用します。

さらに、保険料負担段階の弾力化を図ります。今まで6段階であった段階を8段階とし、あわせて特例第3段階と特例第4段階を設けることにより、低所得者の負担軽減を行います。

第5期計画期間における吉川市の第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の基準額である所得段階第4段階の介護保険料は、年額54,996円（月額4,583円）とします。

所得段階別の第1号被保険者介護保険料

区分	所得段階	保険料額 (月額)	保険料額 (年額)	基準額に対する負担割合
第1段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税	2,291円	27,498円	0.50
第2段階	世帯全員が市民税非課税(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	2,291円	27,498円	0.50
特例 第3段階	世帯全員が市民税非課税(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下)	3,299円	39,597円	0.72
第3段階	世帯全員が市民税非課税(本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えるもの)	3,437円	41,247円	0.75
特例 第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税の者がいる場合(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	4,353円	52,246円	0.95
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税の者がいる場合(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えるもの)	4,583円	54,996円	1.00
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満	5,728円	68,745円	1.25
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上で200万円未満	5,957円	71,494円	1.30
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上で400万円未満	6,874円	82,494円	1.50
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上	7,791円	93,493円	1.70

※ 保険料額は年額で決定するため、月額はいくまで目安であり、実際の徴収額とは異なります。

#### (4) 介護給付の適正化

高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増加で、介護給付費が増大しています。そのため、将来にわたり持続可能な介護保険制度とするために不適正な保険給付がされないよう、介護支援専門員に必要な情報提供を行うとともに、ケアプランの確認を行うことなどを通じて、給付の適正化を図ります。

#### (5) サービスの質の向上（再掲）

##### ①介護支援専門員の支援

介護支援専門員の研修や地域包括支援センターを通じ介護支援専門員を支援するなど、介護サービスの質の向上を図ります。

##### ②制度情報、事業者情報の提供

介護保険制度に対する理解を図るため、「広報よしかわ」や吉川市公式ホームページ、介護支援専門員などを通じて、制度の情報や事業者の情報を周知します。

##### ③介護相談員派遣の推進

介護保険施設入所者の抱える問題や不満を解消するために、介護相談員を派遣し、入所者からの相談を受けるとともに、介護保険施設と吉川市の橋渡し役になるなど介護サービスの質の向上に努めます。今後、地域密着型サービスや要請に応じて居宅サービスについても派遣対象に加えサービスの質の向上に努めます。

##### ④介護従事者の確保・育成

介護保険制度における介護や生活支援を必要とする高齢者が急増することにより、介護従事者の必要数は、今後も大きく膨らむものと見込まれています。

このような中で、安定的に質の高いサービスを提供するためには、介護人材の確保・育成を図ることが重要な課題であることから、吉川市内の介護施設や事業者の人員確保を支援していくため、介護保険施設や事業所の求人情報の紹介など、情報提供に努めます。

また、介護職員が専門性や意欲を高めるための研修機会を提供します。

## 2 計画の推進

---

### (1) 計画の進行管理

第5期計画の円滑な推進を図るため、各年度の要介護認定状況や介護保険サービス、高齢者福祉サービスなどの利用状況、達成状況などを吉川市介護福祉推進協議会に諮り、事業の点検・分析・評価を行います。

### (2) 苦情相談体制の充実

介護保険の要介護認定、保険給付、保険料、各種福祉サービスの提供などについての苦情や問い合わせなどに対応するため、埼玉県や埼玉県国民健康保険団体連合会などと連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。